

1 仕様書について

この仕様書は、秋田市消防本部（以下「消防本部」という。）が保有する交換電話設備および交換機内各種データ管理の保守点検業務の実施事項について定める。

なお、この仕様書は業務の大要を示すものであり、本仕様書に示されている以外の軽微な作業については、受託者が無償で実施するものとする。

2 実施場所

秋田市消防本部	秋田市山王一丁目1番1号
秋田消防署新屋分署	秋田市新屋比内町6番63号
土崎消防署	秋田市土崎港西四丁目2番10号
秋田南消防署	秋田市御野場二丁目15番5号
秋田南消防署河辺分署	秋田市河辺和田字北条ヶ崎27番地1
秋田南消防署雄和分署	秋田市雄和妙法字上大部48番地1

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 実施要領

- (1) 年4回（4月、7月、10月、1月）技術者を定期巡回させ、保守点検を行い、障害のあるときは速やかに必要な修理を行うこと。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、消防本部の要請により速やかに技術者を派遣し必要な障害修理を行うこと。
- (3) 電気通信事業法や各種関係法令等又は東日本電信電話株式会社が定める規則等により、必要な保守に関する書類、図面の整備ならびに届出、報告の代理もしくは事務の代行を行うこと。
- (4) 各実施場所において、電話番号の変更があったときは速やかに作業を行うこと。

5 対象設備の型式について

別添資料の交換電話設備表による。

6 報告

- (1) 保守点検を行ったときは、速やかに保守点検報告書を作成して消防本部指令課に提出し、その確認を受けるものとする。
- (2) 障害保守の報告は、修理完了後消防本部の立会いにより動作等を確認のうえ、速やかに消防本部指令課へ報告するとともに、業務委託期間最終月には、契約期間内に発生した全ての障害修理について列記した、障害履歴報告書を提出するものとする。

7 在庫管理

交換機の部品については在庫管理を行い、各種故障に備えるものとする。

8 安全管理

作業に従事する場合は、作業監督者を選任し安全管理に努めること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項および修理費等については、消防本部指令課と協議するものとする。